

**令和4年度 大田市新観光振興計画改定業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務の目的

平成28年度に策定した「新観光振興計画」（以下、「現計画」という。）は、令和3年度に中間年を迎えたが、この間、自然災害や令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、計画目標の達成は非常に困難な状況となっている。

また、新型コロナウイルス感染拡大は、安全安心・3密回避・休養・癒しといった、新たな観光トレンドや消費動向の変化をもたらした。このようなニーズの変化に対応した観光施策への見直しを検討する必要がある。

こうした状況の中、登録観光地域づくり法人（登録DMO）となった一般社団法人大田市観光協会をはじめ、市内各地で民間主体の観光推進組織が設立され、コロナ収束後の観光需要に対応した体験型旅行商品の開発、観光地の再生・高付加価値化に精力的に取り組んでいる。こうした民間事業者の自立した取り組みを更に進展させ、官民それぞれの役割分担を明確にし、様々な目的を持って本市を訪れる旅行者全てを確実に受け入れることができる観光推進体制を再検討する必要性が生じている。

本業務は、コロナ収束後の観光需要回復期、そして中長期的な視点でニーズの変化に対応するため、本市の観光を取り巻く情勢や今後の需要予測を基に、『第2次大田市総合計画』『大田市産業振興ビジョン』等の上位計画との整合を図りながら、「本市が観光振興に取り組む目的の明確化」「定量・定性的な目標設定」「目標達成のための推進体制、役割分担の明確化と関係者への浸透」など、大田市観光の在り方について検討を行い、市民並びに観光関連団体に分かりやすく、民間・地域主体の観光地域づくりの共通のビジョンとなる計画の改定を行うものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

大田市新観光振興計画改定業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

(3) 業務の内容

「令和4年度 大田市新観光振興計画改定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 事業費限度額（予算額）

5,720,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

- ①単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ④国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥複数のコンソーシアム構成員になつての参加、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加ではないこと。
- ⑦次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産法の申立てがなされている者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者。
 - エ 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - オ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

4. 募集に関するスケジュール等

(1) 質疑の受付期間

質疑がある場合は、質問票（様式1）を用いて電子メールにて提出すること。また、質問票を送付した際には、質問者から担当者に必ず確認の電話をすること。その他の方法による照会は受け付けない。

また、質問は企画提案等の作成に関する事項に限るものとし、評価及び審査の内

容に関する質問は受け付けない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

①提出先

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

大田市産業振興部観光振興課

電話番号：0854-83-8192

メールアドレス：o-kankou@city.oda.lg.jp

②照会期限

令和4年6月15日（水）17時まで（期限厳守）

(2) 質疑の回答方法

提出された質疑に対する回答は、令和4年6月17日（金）中に大田市ホームページへ掲載する。

(3) 参加意向申出書の提出

企画提案に参加する者は、参加表明書（様式2）に必要書類を添え、暴力団等排除に関する誓約書（様式3）とともに令和4年6月21日（火）17時までに持参または郵送により各1部提出すること。

※持参の場合の受付時間は、9時～17時まで（土・日・祝日は除く）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(4) 参加資格確認通知

令和4年6月24日（金）までに参加資格確認結果を申請書に記載の電子メールアドレスに電子メールで通知する。また、正文については、別途郵送により送付する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

5. 企画提案書等の作成、提出方法等について

(1) 企画提案書等の提出

参加資格を得たものは、次の通り企画提案書（様式4）等を提出するものとする。

ア 作成方法

- ・企画提案書（様式4）により作成すること。
- ・企画提案書の内容は「令和4年度 大田市新観光振興計画改定業務委託仕様書」のほか、企画提案書（様式4）の注意事項に従うこと。

イ 提出方法

- ・正本1部、副本7部を提出すること。
 - ・持参または郵送により提出すること。
- ※持参の場合の受付時間は、9時から17時まで（土、日、祝日は除く）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

- ・ 正本をPDFデータにして、CD-R等に記録し提出すること。

ウ その他の提出書類

- ・ 見積書及び積算内訳書（消費税及び地方消費税を含む）
 正本1部、副本7部
 ※様式任意

エ 企画提案等に係る留意事項

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となること
があるので留意すること。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ②企画提案説明書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑥企画提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- ⑦提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑧採用した提案は、事務局と提案者との協議により一部変更する場合がある。
- ⑨提出された書類は返却しない。

(2) 提出期限

令和4年6月30日（木）17時まで（必着）

6. 企画提案書の審査（プレゼンテーション）

(1) 日時及び場所

企画提案書のプレゼンテーションは令和4年7月6日（水）に開催することを予定しており、時間、場所については別途通知する。（基本的に対面での開催を想定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン方式、書面審議方式等での実施を想定している。なお、実施方法は別途通知する。）

(2) プレゼンテーション用資料について

プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。ただし、事前に提出された書類に示されている内容に限り、プロジェクターに投影し、説明することは可とする。

なお、スクリーン、プロジェクター及び電源は本市が準備するが、その他の機器については参加者が用意すること。（インターネット接続不可）

(3) プレゼンテーションの方法

参加者による提案内容の説明は、1事業者につき準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分の計35分を予定している。

説明は、業務担当者が行うこととし、人数は説明者を含め3名までとする。

プレゼンテーションにおける説明及び質疑応答に係る内容を記録し、プレゼンテ

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低水準以上を得た場合はその提案者を受託候補者として特定する。

9. 契約の方法等

(1) 契約方法

本市と受託候補者との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。(この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。)

また、受託候補者との間で協議が整わなかった場合は、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。

なお、受託候補者及び次点の決定から契約締結までの間に、正当な理由なく契約を締結しないとき、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合、または「3. 参加資格」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び大田市財務規則(平成17年規則第44号)の規定による。

10. その他

- (1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語および日本国通貨とする。
- (2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書および企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書および企画提案書等は返却しない。
- (6) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを

使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。

- (8) 企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (9) 本市の観光振興に関する諸計画や、観光動態に関する基礎数値等は、本市公式ホームページ等を参照すること。
- (10) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書および企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書および企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (11) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書および企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、大田市情報公開条例（平成17年大田市条例第10条）第5条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上または事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (12) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他社を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (13) 参加表明書又は企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式第5号）を提出すること。

1.1. 問い合わせ先

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

大田市産業振興部観光振興課 松村

電話番号：0854-83-8192 FAX：0854-82-9150

メールアドレス：o-kankou@city.oda.lg.jp

※郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※電子メールにて提出した際は、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。